

町民税(所得税・復興特別所得税)申告は正しくお早めに!

町民税の申告

町民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町民税の申告書を1月下旬に送付しました。送付されていない方で申告が必要になった場合は、税務課や申告会場に用意しています。

町民税の申告書が送付された方で平成25年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

町民税申告が必要な方

平成26年1月1日現在、松伏町に住所があり、次のいずれかに該当する方。ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、町民税申告は必要ありません。

- ▶ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方
- ▶ 給与を2か所以上から受けている方
- ▶ 平成25年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ▶ 給与所得のみの方で、
 - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税の源泉徴収を受けなかった方
 - ・医療費控除などを受ける方
- ▶ 源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ▶ 給与所得の他に給与所得以外の所得があった方
- ▶ 松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷などのある方で、町内に住所のない方
- ▶ 遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税収入のみの方
- ▶ 所得がない方で、
 - ・どなたの扶養にもなっていない方
 - ・別世帯の方に扶養されている方

町民税申告に必要なもの

- ▶ 印かん
- ▶ 給与所得者は、平成25年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
- ▶ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、受付できません。)
- ▶ 年金所得者は、平成25年分の源泉徴収票(コピー不可)
- ▶ 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ▶ 障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など(65歳以上で寝たきり状態にある方も、あらかじめ町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます。)
- ▶ 勤労学生控除を受けられる方は、学生証など
- ▶ 医療費控除等を受けられる方は、病院の領収書など(個人別・病院別で集計してください。)

申告期限 平成26年3月17日(月)

町民税(所得税・復興特別所得税)申告受付日程

■受付時間

【役場会場】 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

【役場以外の会場】 午前9時～11時、午後1時～3時

※会場により受付時間が異なりますのでご注意ください。

日程	受付対象者など	会場
2月 12日(水)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
13日(木)	大川戸・金杉	緑の丘公園 レクチャーホール
14日(金)	築比地・魚沼	農村トレーニングセンター
17日(月) 18日(火) 19日(水)	給与所得者で 還付申告の方	役場第二庁舎 3階 301会議室
20日(木)	大川戸・金杉	
21日(金)	築比地・魚沼	
24日(月)	松葉・田島・田島東	
25日(火)	上赤岩・下赤岩	
26日(水)	ゆめみ野・ゆめみ野東	
27日(木)	松伏(1番地～2500番地)	
28日(金)	松伏(2501番地～)	
3月 3日(月)	田中	
4日(火) 5日(水) 6日(木)	事業所得(営業等・農業)、 不動産所得のある方	
7日(金) ～17日(月) (土・日を除く)	上記以外の方 又は上記の日程で 都合の悪い方	

※休日受付 3月9日(日) 午前9時～11時30分
役場第二庁舎 3階301会議室

～ 注意 ～

町内の申告会場では、次の内容を含む所得税・復興特別所得税の確定申告等は受付することはできません。越谷税務署(2月12日(水)まで)又はイオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」(2月13日(木)から)の受付となりますのでご注意ください。また、消費税・贈与税の申告も受付できません。

- ▶ 本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶ 青色申告
- ▶ 譲渡所得の申告(土地、建物等)
- ▶ 分離課税の申告(配当、株式等)
- ▶ 雑損控除
- ▶ 住宅借入金特別控除(1年目)
- ▶ 政党等寄附金等特別控除
- ▶ 海外居住の扶養控除
- ▶ 平成24年以前分の申告
- ▶ 更正の請求
- ▶ 死亡した方の申告

※町民税申告は、町内の申告会場で受け付けをします。